

令和元年度千葉市保健所運営協議会議事録

1 日 時：令和元年11月14日（木） 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所：千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者：

（委員）

齋藤博明委員長	岩井雅夫副委員長	玉井和人委員	斉藤浩司委員	日向章太郎委員
福留浩子委員	高橋浩之委員	森川岩視委員	深山博司委員	阿部智委員
岡田慎委員	石川弘委員	亀井琢磨委員	村尾伊佐夫委員	盛田真弓委員
茂手木直忠委員	篠崎和代委員	赤石英二委員	坂口いく子委員	（計 19人）

（事務局）

大塚保健所長兼健康部技監	西村保健所次長兼健康部技監
山本環境保健研究所長兼保健所次長	谷保健所総務課長
椎名保健所総務課担当課長	前嶋感染症対策課長
末廣感染症対策課担当課長	春名環境衛生課長
川西食品安全課長	田中市場・食鳥監視室長
吉井保健所総務課課長補佐	小林同課総務班長
酒井同課主任主事	（計 13人）

4 議 題

- (1) 副委員長の選出について
- (2) 医療安全相談窓口運営部会の委員の選出について
- (3) 環境保健研究所と連携して実施している保健所業務について
 - ① 保健所総務課
 - ② 感染症対策課
 - ③ 環境衛生課
 - ④ 食品安全課
 - ⑤ 市場・食鳥監視室
 - ⑥ 環境保健研究所
- (4) 災害医療について
- (5) その他

5 議事の概要

- (1) 副委員長の選出について
委員の互選により、岩井委員が副委員長に選出された。
- (2) 医療安全相談窓口運営部会の委員の選出について
千葉市歯科医師会長の改選により、後任の斉藤委員が選出された。

- (3) 環境保健研究所と連携して実施している保健所業務について
保健所の業務について概要を大塚保健所長が説明した後、各課長より業務について説明した。
- (4) 災害医療について
災害医療について大塚保健所長が説明した。
- (5) その他

6 会議経過

(事務局)

- ・本日は21名の委員中19名の委員が出席しており、千葉市保健所運営協議会設置条例第6条第2項の規定により本会議は成立していること及び千葉市情報公開条例第25条の規定により本会議は公開の開催であることを報告
- ・傍聴者へ配布している傍聴要領に従って守っていただく事項について説明

(大塚保健所長)

- ・あいさつ

(事務局)

- ・委員紹介
- ・事務局職員紹介

(斎藤委員長)

委員長の斎藤でございます。

みなさまのご協力をいただきながら、協議会をスムーズに進行して参りたいと思います。

なお、本日の協議会終了時刻は午後3時を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速、議題(1)「副委員長の選出について」事務局から説明をお願いします。

(大塚保健所長)

副委員長については、欠員となっております。「千葉市保健所運営協議会設置条例」第5条第2項の規定により、副委員長は委員の互選により選出することとなっております。

これまでは市議会議長さんをお願いして参りましたので、今回も、副委員長は岩井委員をお願いいたしたいと思います。

(斎藤委員長)

ただいま、岩井委員とのご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(斎藤委員長)

ありがとうございます。

それでは、岩井委員、副委員長席にお移りいただき、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

(岩井副委員長)

ただいま委員の皆様からご推挙いただき副委員長になりました岩井でございます。

委員長を補佐しながら議事進行がスムーズに行くようにしていきたいと思っております。ぜひともご協力のほどよろしく申し上げます。

(斎藤委員長)

ありがとうございました。

それでは、議題（２）「医療安全相談窓口運営部会」の委員の選出についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

(谷保健所総務課長)

総務課長の谷でございます。

保健所では、医療に関する市民の相談に対応するため「医療安全相談窓口」を開設しております。

本協議会では、この窓口寄せられる相談事例の分析や検討を行い、窓口の円滑な運営が図られるよう医療安全相談窓口運営部会を設置しております。

この部会の委員については、千葉県保健所運営協議会設置条例第7条第2項の規定により、委員長が指名する委員で組織するとされております。

部会の委員は平成30年度の本協議会において、千葉県医師会長の斎藤委員、千葉県歯科医師会長の金子委員、千葉県薬剤師会長の日向委員、千葉県看護協会常任理事の福留委員の4人を指名していただいたところでございますが、千葉県歯科医師会長の改選により後任の斎藤委員にお願いしたいと考えております。

(斎藤委員長)

事務局の案で、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(斎藤委員長)

それでは、「医療安全相談窓口運営部会」の委員について、千葉県歯科医師会長の斎藤委員を指名することとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

続きまして、議題（３）「環境保健研究所と連携して実施している保健所業務について」、事務局から説明をお願いいたします。

(大塚保健所長)

はじめに保健所の主な事業につきまして、資料1、保健所事業年報を使って説明させていただきます。

ます。

3ページをお開きください。

年表でございますが、千葉市は、昭和63年4月に全国で32番目に保健所を設置する市として、千葉県から千葉県中央保健所を移管し、千葉市保健所を設置しました。

その後、平成4年4月には政令指定都市へ移行、各区に設置されております保健福祉センターとは異なり、1保健所で市全域を所管しております。

翌、平成5年3月に、この千葉市総合保健医療センターが完成し、神明町の県の旧庁舎から、この建物に引っ越して今日に至っております。

続きまして5ページをお開きください。

組織改正に伴い、平成23年4月に保健指導課が、健康部健康支援課に、また、平成26年7月には保健所から精神保健福祉課が高齢障害部に設置されました。

11ページをご覧ください。

こちらは組織図になりますが、組織改正の結果、保健所は、保健福祉局健康部に属しており、現在、4課1室の組織構成となっております。

続いて、12ページをお開きください。

上段が現在の保健所の職種別人員配置表でございます。

平成31年4月1日現在の保健所の職員は80名で、各課は、事務職をはじめ、薬剤師、獣医師、保健師等、様々な医療専門職で構成されております。市役所内の他の部署では見られないような職種構成となっております。

各課の業務概要ですが、ごく簡単に説明させていただきます。

18、19ページをお開きください。

保健所総務課は、総務班、医務班、薬務班からなります。代表的な業務は、人口動態統計などの保健統計、原爆被爆者対策、病院、診療所、薬局などの許可、届出の受理、立入検査等を行っております。所掌事務と実績が29ページまで載っておりますので、お時間のある時に、お目通しいただけたら、と思います。

本日は薬務班「3臨床検査技師などに係る法律の規定による衛生検査所の登録等々」とありますが、こちらについて課長より説明させていただきます。

また事業年報への記載はございませんが、市役所人材育成課で毎年実施しております千葉市インターシップ事業に参加しております。取りまとめを総務課が行っており、保健所全課で、30年度は大学生6名、高校生2名の学生実習を受け入れております。

続きまして、32、33ページ、感染症対策課のページをお開き下さい。

感染症対策課は、結核感染症班と予防接種班の二つの班からなり、結核をはじめとする感染症の予防と拡大防止、ならびに予防接種事業を行っております。

予防接種事業については33ページに、34ページ以降に結核予防事業、感染症予防事業、エイズ予防事業が記載されております。本日は感染症法に基づきます、風しん、エイズ検査について課長より説明させていただきます。

続きまして、44、45ページ、環境衛生課のページです。

環境衛生課は、営業指導班、施設指導班の2班体制で、理容所、美容所、水道施設等の届出の受理・許認可、あるいは立入検査等を行っております。

45ページ以降55ページまで、営業六法にて対象となる施設をはじめ、水道施設や特定建築物に関する監視件数等が載っていますが、本日は48ページにあります、家庭用品の試売試験検査状況について課長より説明させていただきます。

続きまして、58、59ページをお開きください。食品安全課になります。

食品安全課は、食品指導班、食品監視班、食品調査班、管理栄養班の4班と、課内室として市場・食鳥監視室がございます。食品衛生法に基づいて、飲食店などの食品営業施設の許可・監視の他、市民からの通報による食中毒の調査、健康増進法に基づく給食施設の栄養指導等を行っております。

59ページ以降66ページまでに事業内容が記載されておりますが、本日は、62ページカッコ3以降にあります、食品等の検査について、流通食品の収去による残留農薬や添加物の検査について、この後、課長と室長の二人から説明させていただきます。

以上、簡単ではございますけれども保健所の各課の業務についてご報告させていただきました。

引き続きまして、各課の業務について、担当の課長から資料2によりまして説明をさせていただきます。

本年度ですが、この同じ建物のちょうど反対側に入り口があります、千葉市環境保健研究所という「地方衛生研究所」がございます。

実は保健所各課と研究所が、密に連携して業務をおこなっておりますので、本日は保健所各課が、環境保健研究所と連携している業務について、ご説明させていただきます。各課の説明後に、環境保健研究所についても、簡単にご紹介させていただきます。

それでは席を移動いたしますので、少々、お待ちください。

質疑応答につきましては、すべての課の説明終了後に一括してお伺いいたしますので、どうぞよろしく願います。

それでははじめに、総務課長の谷より「衛生検査所に係る業務」について説明させていただきます。

(谷保健所総務課長)

・「衛生検査所に係る業務について」説明

(大塚保健所長)

総務課の衛生検査所の立入検査についてご説明させていただきました。

なかなか市民の方には、日常生活の中では見えない部分かと思いますが、実はこういった業務を保健所は行っております。

続きまして、感染症対策課から環境保健研究所と連携して行っている業務を説明させていただきます。

(前嶋感染症対策課長)

・「感染症対策課の業務について」説明

(大塚保健所長)

以上が感染症対策課の業務となります。

風しんの遺伝子検査等は民間の衛生検査所では行っておりません。すべて行政検査で行っております。医療機関から提供された検体を、感染症対策課を経由して、環境保健研究所で検査しております。

続きまして、環境衛生課の環境保健研究所と連携して実施している業務について説明させていただきます。

(春名環境衛生課長)

- ・「環境保健研究所と連携して実施している保健所業務について」説明

(大塚保健所長)

環境衛生課の説明は以上となります。

続きまして、食品安全課の環境保健研究所に依頼している検査等の業務について課長と室長からご説明させていただきます。

(川西食品安全課長)

- ・「食品安全課の業務について」説明

(大塚保健所長)

続きまして、市場・食鳥監視室長より、業務についてご説明させていただきます。

(田中市場・食鳥監視室長)

- ・「環境保健研究所と連携して実施している保健所業務について」説明

(大塚保健所長)

以上が保健所各課における、環境保健研究所に検査を依頼している業務となります。

最後に、山本環境保健研究所長より、環境保健研究所がこういった組織なのか、総論的な説明をさせていただきます。

(山本環境保健研究所長)

- ・「千葉市環境保健研究所の役割と業務」説明

(大塚保健所長)

以上が環境保健研究所の説明となります。

席を移動しますのでお待ちください。

(斎藤委員長)

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

(村尾委員)

はい。

(斎藤委員長)

どうぞ。

(村尾委員)

時間がないので、端的にお尋ねします。

感染症対策でご説明いただきました資料の8ページ、行政検査件数ということで、環境保健研究所と連携を図りながら業務を進めていただいております。先ほども説明がありましたけれども、昨年夏に風しんが大変流行したということで、この表にあります麻しん風しんの平成28、29、30年度の調査件数ですが、30年度1,073件と検査件数が大きく膨らんでいるのは流行によるものだと思っております。

こうした中、現時点でも風しんの流行が収束していないという現状がありますが、直近の数字で平成31年度麻しん風しんの検査件数がどれくらいの状況なのか、把握されていればご説明をお願いします。

(斎藤委員長)

どうぞ。

(山本環境保健研究所長)

昨年度は1,073件でございましたが、11月14日現在、326件でございます。

(村尾委員)

326件ということで、もう少し多いのかなと思いました。

話はそれるかもしれませんが、国で昨年秋に補正予算を組んで、本市でも対象とされる男性に抗体検査の受診券送付を実施しており、その効果がわかるのであればお話をしてほしいと思います。

(大塚保健所長)

風しんの遺伝子検査は、医療機関から感染症対策課にFAXで依頼が届いて、その依頼に基づき行っております。

ここ数か月、3、4か月でも、医療機関からの風しんの依頼件数は減ってきております。

恐らく、ワクチン接種事業が開始となり、その効果が徐々に出てきていると思われれます。

現場では発生状況の数でわかるのですが、実際に診療されている医療機関からの依頼の数で減ってきているというのは実感できます

(村尾委員)

状況はわかりました。

厚労省としては、全国的に抗体検査の受診者が予想よりも低い結果になっており、心配をしてい

るところであります。

本市の状況が、そういう状況であれば、安心はできなくてもこれ以上悪くならないように、しっかり保健所として対応していただけるようお願いいたします。

もう一点よろしいでしょうか。

(斎藤委員長)

はい、どうぞ。

(村尾委員)

本題とはずれのかもしれませんが、薬剤耐性菌が問題となっております。本市としても保健所を中心として市民の方が適切な薬の服用の仕方をしていかないと、抗菌という問題があるでしょうし、11月は薬剤耐性の対策推進月間ということで、さまざまな取り組みが全国で行われておりますが、本市としてのそういった市民に対する周知、告知は、こういった取り組みがなされているのか、わかる範囲でお示しをいただければと思います。

(大塚保健所長)

薬剤耐性については一番保健所が関わるのは病院になります。

患者さんが多数入院されている病院から、もしかしたら院内感染かもしれないと、検査を受ける項目の中に、薬剤耐性菌の同定依頼は年間通じてあります。

現場ではなかなか同定ができず、かなり高度な医学的知識を持っている病院でも困ってしまうため、行政検査として依頼を受け検査をしています。

実際、この薬剤耐性のこと、薬の使い方等を、一般市民の方に理解していただくような普及啓発は今のところ保健所としては、専門的すぎるため市民に対して行っておりません。

医療機関を通じて抗生物質を適正に使用することが一番のポイントですので、医療機関の専門職に対する指導や啓発を、国を含めましてそういった適正な使用を促しております。

総務課で病院に立ち入り検査を実施した際にも、必ず各病院で月1回、院内感染対策委員会を開催しているかをチェックしております。各病棟で院内感染が集団発生しないか、あるいは、MRSAのような耐性菌が発生していないかを必ずチェックする体制ができているか、もし発生することがあればすぐ抗生剤を替えるなど、院内で確実に把握し、薬剤を変更しているか等の対処を立ち入り検査で確認しております。

(村尾委員)

ありがとうございます。

薬剤耐性菌については、これからさらにますます大きな課題になってくる、そういった状況にあるのかなと思いますので、市民の皆さんが医師から処方された抗菌薬を正しく服用することが、市民が今一番できる、正しいあり方かと思いますので、周知徹底をお願いできればと思います。私からは以上です。

(斎藤委員長)

私、医師会の方から一言申し上げますけれども、会員がどのような抗生剤を使っているか、使い方のチェックをして、当然たくさん使っている抗生剤に薬剤耐性は出やすいわけですから、その辺の情報を入手しながら、どのような薬を処方するか、そういう事はやっております。

他にどなたかございますでしょうか

はい、どうぞ。

(篠崎委員)

ご説明いただき千葉市保健所、それから環境保健研究所の業務がよくわかりました。

私から二点、質問をさせていただきたいと思います。

一つは食品安全課のご説明の中で、販売店での収去と言うお話がありましたが、私たちが口にす食品は膨大な点数があると思いますが、無償で提供を受けるということですので、販売店の選定をどのようになさっているのか、対象商品の選定基準それから頻度等を教えていただければと思います。

もう一つは、市場・食鳥監視室の説明の中で、大規模食鳥処理場を対象とする食鳥検査は抜き打ちでなされるのかどうか、その頻度はいかなものなのかをお伺いしたいと思います。

このスライドの写真ですと、ブロイラーが運ばれてくる場所に2人の作業者がいらして、その後ろにヘルメットをかぶっている方がいます。その方が検査員かと思いますが、ご説明の中で大腸菌の感染の恐れがある鶏は除くということでした。日々の処理現場の中で除かれるものだと思いますが、状況を教えていただきたい。

(川西食品安全課長)

まず初めに食品安全課の行っている収去について説明をさせていただきます。

店舗の選定基準は、大きなスーパーマーケット等をリストアップし、年1回以上は選定しないよう、昨年の実績等も勘案しながら、選定させていただいております。一般に流通している商品は、このようにしております。

他にも市内の製造施設でも、お菓子を作っているお店、パンを作っている工場、いろいろございますので、食品によってはその製造施設も、食品のカテゴリーに応じて、順番にサンプリングさせていただいております。

当然、商品が無償でいただきますので、収去証という法律に基づく用紙をお渡しして、保健所も製造業者も、お互い了承した形で実施しております。

対象商品ですが、スライドにもございました検査内訳というところで、例えば、お菓子類で43検体実施する予定になっておりますが、その中でも和菓子は何検体、洋菓子は何検体ということで、年間の監視指導計画の中で、大まかなカテゴリーで種類等を決めており、それに準じてサンプリングをさせていただいております。頻度でございますが、概ね週1回、1日5検体前後をいただく、1年間4月から3月まで計画的に実施しているところでございます。私からは以上です。

(田中市場・食鳥監視室長)

続きまして、食鳥検査についてご説明させていただきます。高根町に大規模食鳥処理場がございます、年間730万羽、1日2万8千羽程度の処理をしております。抜き取り検査かという質問

ですけれども、全数検査となっております。

(篠崎委員)

抜き打ちですか。

(田中市場・食鳥監視室長)

抜き打ちではなくて、開場されるたびに依頼に基づいて1羽、1羽全数検査をさせていただいております。年間269日開場しておりますが、毎日保健所から検査員が行きまして、全数の検査をしております。ご質問にありましたとおり、スライドで前に2人いて後に1人おりました。前の2人は食鳥処理場職員で管理者です。その方が、疑義があるもの、病気の疑いのあるものを私どもに提示しまして、検査員が精査して必要に応じて廃棄したり、ルートに戻したりという検査をやらせていただいております。以上でご説明になっておりますでしょうか。

(篠崎委員)

毎日行ってらっしゃるんですか。

(田中市場・食鳥監視室長)

食鳥処理場が開場している日は毎日行っております。

(篠崎委員)

わかりました、ありがとうございます。

(大塚保健所長)

補足説明ですが、獣医師でなければ鶏の病気を診断できないので、獣医師が交代制で保健所から食鳥処理場まで行きまして、1日4人、早番2人と遅番2人で検査をしております。

(斎藤委員長)

よろしいでしょうか。

他にどなたかいらっしゃいますか。

それではなければ議題(3)は終了とします。続きまして、議題(4)災害医療についてお願いします。

(大塚保健所長)

保健所は通常業務のほかに、健康危機管理対応や、災害発生時にも業務があります。今回、9月、10月の災害対応について、簡単に説明させていただきます。

千葉市地域防災計画に、健康班活動計画があります。90ページにわたる冊子になります。お手元には90ページの内容をA3、1枚に簡単にまとめたものをご用意させていただきました。災害が発生して、どのように対応するのか、どういった活動をするのか、事務分掌、組織図、班分けしてどんな業務をするのかというのを、防災計画を作って日々更新しております。これは千葉県と連

動して行っております。

千葉県では、千葉県災害医療救護計画を健康福祉部が作成し、千葉県内は13市と8地域において災害医療を実施するというようになっております。千葉市は13市の中の1つに位置付けられており、県との連携体制を整えております。

千葉市では、災害対策本部の下に救護本部を設置しました。また市内の災害拠点病院にDMATの活動拠点本部を設置することになっており、千葉大学医学部附属病院に設置されました。

千葉市の医療対策本部では、支援担当、調整担当、情報担当、救護担当に班分けをして、対応をすることになっています。

今回の台風によって、どのような対応を行ったかというのを簡単にご説明させていただきます。クロノロを作成します。資料に赤字で書いてある、クロノロ、EMIS（イーミス）、DMAT、リエゾンなどが災害医療における専門用語でございまして、この用語を説明しながら、災害対応を説明させていただきます。市内医療機関、病院・有床診療所にEMISに入力してくださいという依頼を行い、大規模な停電になりましたので、非常用電源用の燃料の確保だったり、他県から支援にきてくれる部隊への燃料の補給だったり、あるいは停電している病院に電源車の派遣調整をしたり、停電している病院の患者さんを停電していない病院へ避難転院の手配、飲料水・生活水の提供等々を行いました。

（スライド）こちらが実際の医療対策本部で、保健所1階、総務課の中に立ち上げました。これはミーティングをしている様子です。まず、クロノロといいまして、クロノロジーの略ですが、災害医療でよく用いられるんですけれども、物事を時系列で記録していくことを意味します。ホワイトボードに書いて日付と時間とどこの医療機関がどういった支援が必要かというのをひたすら書いていく。ホワイトボードに書くことで、現場にいるスタッフが情報を共有化するために作成します。情報は全てパソコンのExcelで電子化します。9月9日、9時49分に千葉大のDMATの本部から直接、保健所での医療機関のEMIS代行入力依頼が、正式に千葉市にありました。同じく千葉県健康危機対策監久保先生から、また、千葉県医療整備課からと、3か所からEMIS代行入力の依頼がありました。

チームを立ち上げて10時から19時の間、市内の47の病院と36の有床診療所がどのような状況になっているか、停電しているかしていないのか、病院の状況を把握して、一覧表にするのですが、わざわざ表を作るのではなく、EMISに入力していきます。EMISとは、Emergency Medical Information System、緊急の医療情報システムの略です。皆さんのスマホでもEMISと入れれば、日本の都道府県の地図が出てきます。赤いところが災害地、紫のところが訓練中で、全国の災害医療の専門家がわかるというシステムです。こちらに、千葉市の47病院の一覧表が入っておりまして、状況がすぐに表示されます。例えば、水が止まっているとか、停電しているなど、支援が必要な場合は赤く表示されます。当初、11の病院で停電が発生したということで、その病院に対して保健所として支援を行いました。ある一つの病院から、電気が止まって、支援が必要な状態のため、赤く表示され、“要手配”となっており、発電機で非常用電源を使っているのに、ガソリンが5時間ぐらしか持たないということを、また、別の病院は電気が止まっているので、患者さんを通常稼働している病院に転院させる、そういった情報がEMISに入力されていました。

「DMAT」ですが、Disaster Medical Assistance Team、直訳すると、災害医療のお手伝いのチームという意味になります。医師1人、看護師1人、もう一人、業務調整員1人、事務職や薬剤

師等の、3人1組で72時間分の自分たちの食料や薬などを持って、動くチームがDMATです。全国の都道府県に組織されておりまして、被災されていない地域の方が、EMISを見て、正式に厚労省から要請があると、集まって、支援にきてくれるシステムがDMATです。

あと、「リエゾン」です。これは情報連絡員のことです。千葉市の職員をDMATの調整本部に職員を派遣して、状況を把握しながら千葉市保健所と情報をやり取りする情報連絡員のことをいいます。(スライドで)これが千葉大に設置されたDMATの活動拠点本部です。この方が千葉大の本部長の方なんですが、こちらの3人が、宮崎県DMATのチームの方で、医師、看護師と連絡調整員です。3人1組で、一緒に活動しています。千葉市保健所からリエゾンとして本部に派遣し、千葉市消防局も、患者さんを救急車でピストン輸送、搬送するためリエゾンを派遣しました。DMAT活動拠点でもこのようにクロノロを作成します。泉中央病院で給水が停止していて支援が必要な状態だという情報を活動拠点本部や市でも把握する、また、別の病院ですが、倒木により停電していて、復旧に長期間かかりそうだということで、非常用電源ではクーラー、エアコンまでの電力が足りないため、四国電力の電源車が配備され、普通に通常通り稼働できました。

最後になりますが、クロノロの11ページとなります。徐々に復旧して医療対策本部は解散しました。これが台風15号における対応ですが、19号、21号、そのつど、千葉市医療対策本部を立ち上げて、各医療機関等に状況を確認し、何かあれば対応し、復旧と共に解散しております。簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

(斎藤委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただ今の説明に関しまして、どなたかご質問、ご意見はございますでしょうか。

では私から一言。この災害医療は、今までは地震対策を中心に実施してきたわけですが、今後は台風が災害医療の中心になってきます。しかも気候変動により、台風はどんどん大型化してきておりますので、今後はもっと大きな災害がでることが十分に予想されると思います。

したがって、やはり災害医療については、少し考え方を変えなくてはいけない。来年開催の十四大都市、政令指定都市医師会協議会でもそのことが話題になっております。

地震はいきなり発生しますけれども、台風はある程度前もって災害を予想できるという事は、やはり大きな違いだと思います。ぜひこれからも市でも災害医療を頑張っていただきたい。医師会でも連絡網があり、災害時は医療機関が医療を継続して実施できるかという情報を市のホームページに掲載できることになっておりますので、ご理解いただきたいと思います

他にどなたかございますか。

それではなければ議題(4)を終わらせていただきます。続きまして、議題(5)「その他」ですが、何かございますでしょうか。

事務局の方向かありますか。

(大塚保健所長)

特にございません。

(斎藤委員長)

無いようですので、本日の会議はこれにて閉会といたします。皆さんご協力をありがとうございます。これで終わらせていただきます。

事務局へお渡しします。

(吉井保健所総務課長補佐)

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、長時間にわたりましてご審議をいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、千葉市保健所運営協議会を終了させていただきます。

今後とも、本市の保健所行政の推進につきまして、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

閉会